［略］
［略］
［略］

（政策調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官）

第六条　総合政策課に、政策調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。

［２～７　略］

（国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官及び国有財産監査官）

第二十九条　［略］

２　［略］

３　国有財産有効活用室に、室長及び国有財産有効活用企画調整官一人を置く。

４　国有財産有効活用企画調整官は、命を受けて、国有財産有効活用室の所掌事務のうち国有財産の有効活用に関する調整その他専門的事項を処理する。

［略］
［略］
［略］
［略］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百三十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十四人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十七人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）

第百九十二条　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十七人以内を置く。

［２・３　略］

（情報システム企画調整官）

第二百十四条の四　関東財務局の業務管理課に、情報システム企画調整官一人を置く。

２　情報システム企画調整官は、命を受けて、業務管理課の所掌事務のうち特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局及び近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官それぞれ一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官五人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　略］

［同上］
［同上］
［同上］

（政策調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官）

第六条　総合政策課に、政策調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官七人以内及び研究分析官一人を置く。

［２～７　同上］

（国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官及び国有財産監査官）

第二十九条　［同上］

２　［同上］

３　国有財産有効活用室に、室長を置く。

［項を加える。］

［同上］
［同上］
［同上］
［同上］

（上席証券検査官及び証券検査官）

第百九十一条　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十四人以内及び証券検査官二百三十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券調査官及び証券調査官）

第百九十一条の二　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十六人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十七人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）

第百九十二条　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十八人以内を置く。

［２・３　同上］

［条を加える。］

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　関東財務局の業務管理課に、上席業務管理官二人以内を、近畿財務局の業務管理課に、上席業務管理官一人を、関東財務局の業務管理課に、業務管理官三人以内を、近畿財務局の業務管理課に、業務管理官一人を置く。

［２・３　同上］